

熊本地方最低賃金審議会委員名簿

第54期（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

（令和5年4月1日任命）

（令和6年3月1日現在）

区分	氏名	現職
公益代表委員	いづみ じゅん 泉 潤	熊本日新聞社 論説委員長
	くらた かよ 倉田 賀世	熊本大学法学部 教授
	す さ マリ 諏佐 マリ	熊本大学法学部 准教授
	ほんだ さとし ○本田 悟士	弁護士
	もりぐち ちひろ 森口 千弘	熊本学園大学社会福祉学部 准教授
労働者代表委員	さいとう ともひろ 齊藤 智洋	日本労働組合総連合会 熊本県連合会副事務局長
	にし ひろつぐ 西 広継	UAゼンセン熊本県支部 支部長
	はなおか くみこ 花岡 久美子	日本労働組合総連合会 熊本県連合会県南地協事務局長
	もりた みさお 森田 操	日本労働組合総連合会 熊本県連合会副会長
	やまもと ひろし 山本 寛	日本労働組合総連合会 熊本県連合会事務局長
使用者代表委員	いわた かよ 岩田 圭代	株式会社岩田コーポレーション 監査役
	いわなが ひでのり 岩永 秀則	熊本県経営者協会 専務理事
	さかもと ひろし 坂本 浩	熊本県商工会議所連合会 専務理事
	はら さとる 原 悟	熊本県商工会連合会 専務理事
	やました まなぶ 山下 学	株式会社野田市電子 取締役事業部長

（注） は会長、○は会長代理である

（五十音順・敬称略）

令和5年度審議会等開催状況一覧

令和5年度実績	開催場所
全員協議会 令和5年5月12日(金)10:00~ <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地方最低賃金審議会等の運営について ・今年度の審議日程等について ・事業場視察について ・専門部会の公開について 	A棟10階 大会議室
本 審 第1回 令和5年7月5日(水)14:00~ <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について ・熊本県(地域別)最低賃金改正決定の諮問について ・熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見聴取の公示について ・最低賃金審議会令第6条第5項の議決について ・熊本県の経済情勢等について(九州財務局より説明) ・熊本県特定(産業別)最低賃金改正の申出について ・熊本県特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無の諮問について ・運営小委員会について ・審議会の公開について 	A棟10階 大会議室
事業場視察 令和5年7月7日(金)10:00~ <ul style="list-style-type: none"> ・事業主等による事業概要説明 ・事業場見学(都合により中止) ・事業主等との意見交換 ・労働者代表との意見交換 	事務所
地賃専門部会 第1回 令和5年7月28日(金)10:00~ <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、部会長代理の選出 ・最低賃金に関する基礎調査結果の説明 ・基本的見解の表明 	A棟10階 大会議室
本 審 第2回 令和5年8月1日(火)13:30~ <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度地域別最低賃金改定の目安について(伝達) 	A棟10階 大会議室
地賃専門部会 第2回 令和5年8月1日(火)14:30~ <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	A棟10階 大会議室
地賃専門部会 第3回 令和5年8月3日(木)13:30~ <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 	A棟10階 大会議室

地賃専門部会	第4回 令和5年8月4日(金)13:30~ ・金額審議	A棟10階 大会議室
地賃専門部会	第5回 令和5年8月7日(月)9:30~ ・金額審議	A棟10階 大会議室
地賃専門部会	第6回 令和5年8月14日(月)9:30~ ・金額審議	A棟10階 大会議室
運営小委員会	第1回 令和5年8月14日(月)13:30~ ・委員長及び委員長代理の選出について ・熊本県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について	A棟10階 大会議室
本 審	第3回 令和5年8月14日(月)14:30~ ・熊本県最低賃金改正の答申について ・特定最低賃金改正決定の必要性の有無の報告及び答申について ・特定最低賃金専門部会決議の審議会令第6条第5項の適用について ・特定最低賃金改正決定の諮問について ・今後の特定最低賃金審議日程について	A棟10階 大会議室
本 審	第4回 令和5年8月30日(水)10:00~ ・熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について ・熊本県最低賃金専門部会の廃止について ・最低賃金法第21条の規定に基づく建議について	A棟10階 大会議室
特賃専門部会	【輸送機械】 第1回 令和5年9月26日(火)10:00~ ・部会長、部会長代理選任 ・基本的見解の表明 ・金額審議	A棟10階 大会議室
特賃専門部会	【電気機械】 第1回 令和5年9月28日(木)10:00~ ・部会長、部会長代理選任 ・基本的見解の表明 ・金額審議	A棟1階 記者会見室
特賃専門部会	【輸送機械】 第2回 令和5年10月4日(水)13:30~ ・金額審議	A棟10階 大会議室
特賃専門部会	【電気機械】 第2回 令和5年10月10日(火)10:00~ ・金額審議	A棟10階 大会議室
特賃専門部会	【輸送機械】 第3回 令和5年10月11日(水)10:00~ ・金額審議	A棟10階 大会議室
特賃専門部会	【電気機械】 第3回 令和5年10月12日(木)10:00~ ・金額審議	A棟10階 大会議室

本 審 第5回 令和5年10月16日(月)10:00~ <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県特定最低賃金改正の答申について ・熊本県特定最低賃金専門部会の廃止について ・今後の日程について 	A棟10階 大会議室
本 審 第6回 令和5年11月1日(水)	中止
本 審 第7回 令和6年3月12日(火) <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の熊本地方最低賃金審議会運営について ・特定最低賃金の改正に関わる関係労使の申出の意向表明(確認)について 	A棟10階 大会議室

第6回本審は、特定最低賃金の答申に対する異議申出の提出がなかったため中止となった。

令和5年度地域別最低賃金の改正状況

目安 ランク	都道府県名	4年度改正金額	5年度改正金額	引上げ額	目安額	目安額との比較	発効日
B	北海道	920	960	40	40	±0	R5. 10. 1
C	青森	853	898	45	39	+6	R5. 10. 7
C	岩手	854	893	39	39	±0	R5. 10. 4
B	宮城	883	923	40	40	±0	R5. 10. 1
C	秋田	853	897	44	39	+5	R5. 10. 1
C	山形	854	900	46	39	+7	R5. 10. 14
B	福島	858	900	42	40	+2	R5. 10. 1
B	茨城	911	953	42	40	+2	R5. 10. 1
B	栃木	913	954	41	40	+1	R5. 10. 1
B	群馬	895	935	40	40	±0	R5. 10. 5
A	埼玉	987	1,028	41	41	±0	R5. 10. 1
A	千葉	984	1,026	42	41	+1	R5. 10. 1
A	東京	1,072	1,113	41	41	±0	R5. 10. 1
A	神奈川	1,071	1,112	41	41	±0	R5. 10. 1
B	新潟	890	931	41	40	+1	R5. 10. 1
B	富山	908	948	40	40	±0	R5. 10. 1
B	石川	891	933	42	40	+2	R5. 10. 4
B	福井	888	931	43	40	+3	R5. 10. 1
B	山梨	898	938	40	40	±0	R5. 10. 1
B	長野	908	948	40	40	±0	R5. 10. 1
B	岐阜	910	950	40	40	±0	R5. 10. 1
B	静岡	944	984	40	40	±0	R5. 10. 1
A	愛知	986	1,027	41	41	±0	R5. 10. 1
B	三重	933	973	40	40	±0	R5. 10. 1
B	滋賀	927	967	40	40	±0	R5. 10. 1
B	京都	968	1,008	40	40	±0	R5. 10. 6
A	大阪	1,023	1,064	41	41	±0	R5. 10. 1
B	兵庫	960	1,001	41	40	+1	R5. 10. 1
B	奈良	896	936	40	40	±0	R5. 10. 1
B	和歌山	889	929	40	40	±0	R5. 10. 1
C	鳥取	854	900	46	39	+7	R5. 10. 5
B	島根	857	904	47	40	+7	R5. 10. 6
B	岡山	892	932	40	40	±0	R5. 10. 1
B	広島	930	970	40	40	±0	R5. 10. 1
B	山口	888	928	40	40	±0	R5. 10. 1
B	徳島	855	896	41	40	+1	R5. 10. 1
B	香川	878	918	40	40	±0	R5. 10. 1
B	愛媛	853	897	44	40	+4	R5. 10. 6
C	高知	853	897	44	39	+5	R5. 10. 8
B	福岡	900	941	41	40	+1	R5. 10. 6
C	佐賀	853	900	47	39	+8	R5. 10. 14
C	長崎	853	898	45	39	+6	R5. 10. 13
C	熊本	853	898	45	39	+6	R5. 10. 8
C	大分	854	899	45	39	+6	R5. 10. 6
C	宮崎	853	897	44	39	+5	R5. 10. 6
C	鹿児島	853	897	44	39	+5	R5. 10. 6
C	沖縄	853	896	43	39	+4	R5. 10. 8
	全国加重平均	961	1,004	43			

熊本県地域別最低賃金の推移

年 度	熊 本 県 最 低 賃 金					全 国 加 重 平 均	
	日 額 (円)	時 間 額 (円)	引 上 額 (円)	引 上 率 (%)	発 効 日	時 間 額 (円)	引 上 額 (円)
昭和47	1,020	125	—		昭和48年 1月 1日		
48	1,200	148	23	18.40	49年 3月28日		
49	1,500	188	40	27.03	50年 1月25日		
50	1,730	217	29	15.43	51年 3月11日		
51	1,900	238	21	9.68	51年11月11日		
52	2,087	261	23	9.66	52年10月24日		
53	2,227	280	19	7.28	53年10月10日	315	—
54	2,373	297	17	6.07	54年10月 8日	334	19
55	2,542	318	21	7.07	55年10月 6日	357	23
56	2,710	339	21	6.60	56年10月31日	379	22
57	2,858	360	21	6.19	57年11月24日	399	20
58	2,951	369	9	2.50	58年10月 7日	411	12
59	3,045	381	12	3.25	59年10月21日	423	12
60	3,156	395	14	3.67	60年10月 5日	438	15
61	3,252	407	12	3.04	61年10月 5日	451	13
62	3,324	416	9	2.21	62年10月 5日	461	10
63	3,425	429	13	3.13	63年10月 5日	474	13
平成元	3,565	446	17	3.96	平成元年10月 5日	492	18
2	3,738	468	22	4.93	2年10月 5日	516	24
3	3,923	492	24	5.13	3年10月 4日	541	25
4	4,092	513	21	4.27	4年10月 4日	565	24
5	4,221	528	15	2.92	5年10月 3日	583	18
6	4,326	541	13	2.46	6年10月 1日	597	14
7	4,430	555	14	2.59	7年10月 1日	611	14
8	4,527	567	12	2.16	8年10月 1日	624	13
9	4,630	580	13	2.29	9年10月 1日	637	13
10	4,716	590	10	1.72	10年10月 1日	649	12
11	4,759	595	5	0.85	11年10月 1日	654	5
12	4,799	600	5	0.84	12年10月 1日	659	5
13	4,833	605	5	0.83	13年10月 1日	664	5
14	—	606	1	0.17	14年10月 1日	663	-1
15	—	606	0	0.00	14年10月 1日	664	1
16	—	607	1	0.17	16年10月 1日	665	1
17	—	609	2	0.33	17年10月 1日	668	3
18	—	612	3	0.49	18年10月 1日	673	5
19	—	620	8	1.31	19年10月25日	687	14
20	—	628	8	1.29	20年10月17日	703	16
21	—	630	2	0.32	21年10月18日	713	10
22	—	643	13	2.06	22年11月 5日	730	17
23	—	647	4	0.62	23年10月20日	737	7
24	—	653	6	0.93	24年10月 1日	749	12
25	—	664	11	1.68	25年10月30日	764	15
26	—	677	13	1.96	26年10月 1日	780	16
27	—	694	17	2.51	27年10月17日	798	18
28	—	715	21	3.03	28年10月 1日	823	25
29	—	737	22	3.08	29年10月 1日	848	25
30	—	762	25	3.39	30年10月 1日	874	26
令和元	—	790	28	3.67	令和元年10月 1日	901	27
2	—	793	3	0.38	2年10月 1日	902	1
3	—	821	28	3.53	3年10月 1日	930	28
4	—	853	32	3.90	4年10月 1日	961	31
5	—	898	45	5.28	5年10月 8日	1004	43

熊本県特定(産業別)最低賃金の推移

単位：円

産業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶製造業		百貨店、総合スーパー		発効日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	
平成元	3,810	477	-	-	-	-	平成2年3月30日
2	4,000	500	4,295	537	-	-	2年12月29日
3	4,220	528	4,520	565	-	-	3年12月25日
4	4,415	552	4,730	592	-	-	4年12月25日
5	4,565	571	4,890	612	4,730	592	5年12月25日
6	4,695	587	5,025	629	4,860	608	6年12月25日
7	4,815	602	5,150	644	4,965	622	7年12月25日
8	4,935	617	5,275	660	5,080	635	8年12月25日
9	5,060	633	5,405	676	5,195	650	9年12月25日
10	5,161	646	5,514	690	5,288	661	10年12月25日
11	5,212	652	5,569	697	5,336	667	11年12月25日
12	5,263	658	5,620	703	5,382	672	12年12月25日
13	5,304	663	5,665	709	5,408	676	13年12月20日
14	-	664	-	711	改定なし		14年12月20日
15	-	665	-	712	-	676	15年12月20日
16	-	667	-	714	改定なし		16年12月20日
17	-	671	-	718	-	678	17年12月20日
18	-	675	-	722	-	680	18年12月15日
19	-	684	-	732	-	687	19年12月15日
20	-	693	-	743	-	693	20年12月15日
21	-	696	-	746	-	695	21年12月15日
22	-	699	-	749	-	696	22年12月15日
23	-	704	-	753	-	698	23年12月15日
24	-	710	-	759	-	700	24年12月15日
25	-	717	-	767	-	703	25年12月15日
26	-	725	-	775	-	707	26年12月15日
27	-	738	-	787	-	712	27年12月13日
28	-	759(※1)	-	808(※2)	改定なし		(※1)28年12月15日 (※2)28年11月24日
29	-	782	-	832	-	740	29年12月15日
30	-	807	-	858	-	765	30年12月15日
令和元	-	832	-	884	-	792	令和元年12月15日
2	-	836	-	888	-	796	2年12月15日
3	-	863	-	902	改定なし		3年12月15日
4	-	896	-	931	-	855	4年12月15日
5	-	940	-	965	改定なし		5年12月15日

第54期(令和6年度)熊本地方最低賃金審議会審議日程(案)

令和5年度の実績

5月10日(金) 全員協議会 14:00~ (公益事務局打合13:30~)	5月12日(金) 全員協議会10:00~	第1回 全員協議会	令和6年度審議会運営の説明 令和6年度審議会開催日程の説明 特定最低賃金の申出要件説明
6月 事業場視察(予定)	7月7日(金)事業場視察	事業場視察	
7月上旬 本 審	7月5日(水)14:00~ 第1回本審	第8回 本 審	熊本県(地域別)最低賃金改正の諮問 専門部会委員の推薦公示 関係者からの意見聴取の公示 最低賃金審議会令第6条第5項の適用決議について 特定最低賃金改正の申出 特定最低賃金改正決定の必要性有無の諮問 熊本県の経済情勢等について(財務局)
7月 下旬 専門部会	地域別専門部会委員公示 7月5日~7月19日(推薦公示)		
7月 下旬 専門部会	7月28日(金) 10:00~ 第1回専門部会	第1回 地域別専門部会	部会長、部会長代理の選出 意見書の審議 最低賃金改定状況調査結果の説明 最低賃金基礎調査結果の説明 基本的見解の表明 今後の審議日程
中賃目安答申 7月下旬頃	令和5年度は、7月31日(月)中賃目安答申		
7月下旬 本 審 専門部会	8月1日(火)13:30~ 第2回本審 8月1日(火)14:30~ 第2回専門部会	第9回 本 審 第2回 地域別専門部会	令和6年度地域別最低賃金改定の目安について(伝達) 金額提示 金額審議
7月下旬 専門部会	8月3日(木)13:30~ 第3回専門部会	第3回 地域別専門部会	金額提示 金額審議
8月上旬 専門部会	8月4日(金)13:30~ 第4回専門部会	第4回 地域別専門部会	金額提示 金額審議
昨年(8月7日まで結審に至らなかった。)	8月7日(月)9:30~ 第5回専門部会		
8月上旬 専門部会 運 小 本 審	8月14日(月)9:30~ 第6回専門部会 8月14日(月) 運営小委員会13:30~ 8月14日(月)14:30~ 第3回本審	第5回 地域別専門部会 第2回 運営小委員会 第10回 本 審	金額提示 金額審議 答申(第6条第5項適用) 特定最賃改正申出書の審査結果報告 特定最賃改正決定の必要性有無の審議、答申 熊本県最低賃金改正の答申(報告) 特定最低賃金改正の必要性有無の報告 特定最低賃金改正決定の諮問 特定最賃専門部会の審議会令第6条第5項の適用決議
8月下旬 本 審	異議申出締切 8月29日(火) 8月30日(水) 第4回本審10:00~	第11回 本 審	地域別最低賃金改正異議申出の諮問、審議及び答申 地域別最低賃金専門部会の廃止決議
9月下旬 専門部会	9月26日(火) 輸送専門部会10:00~ 9月28日(木) 電気専門部会10:00~ <small>昨年の百貨店については、労働協約の最低額(895円)を地域別最低賃金の改正額(890円)が上回ったため、改正の必要性なしと判断された。</small>	第1回 特定最賃専門部会 (輸送機械) 第1回 特定最賃専門部会 (電気機械) 第1回 特定最賃専門部会 (百貨店)	部会長、部会長代理の選出 基礎調査結果説明・基本的見解の表明・金額提示 同 上 同 上
9月下旬~10月上旬 専門部会	10月4日(水) 輸送専門部会13:30~ 10月10日(火) 電気専門部会10:00~	第2回 特定最賃専門部会 (輸送機械) 第2回 特定最賃専門部会 (電気機械) 第2回 特定最賃専門部会 (百貨店)	金額審議 金額審議 金額審議
10月中旬 専門部会	10月11日(水) 輸送専門部会10:00~ 10月12日(木) 電気専門部会10:00~	第3回 特定最賃専門部会 (輸送機械) 第3回 特定最賃専門部会 (電気機械) 第3回 特定最賃専門部会 (百貨店)	金額審議 答申(第6条第5項適用) 金額審議 答申(第6条第5項適用) 金額審議 答申(第6条第5項適用)
10月中旬 本 審	10月16日(月) 第5回本審10:00~ 異議申出締切 10月31日(月)	第12回 本 審	特定最賃専門部会報告、採決、改正答申
10月下旬 本 審	11月1日(水) 第6回本審(中止)	第13回 本 審 異議申出がない場合は中止	異議申出の諮問、答申 特定最賃専門部会の廃止決議
3月上旬~中旬 本 審	3月12日(火) 第7回本審14:00~	第14回 本 審	令和7年度審議会運営協議 特定最賃改正申出の意向表明(確認)

地域別最低賃金

特定(産業別)最低賃金

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月28日(月)		11月27日(水)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
10月5日(土)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)

令和6年2月22日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 UAゼンセン熊本県支部
支部長 西 広継
住 所 熊本市中央区九品寺1丁目17-9
電話番号 096-285-9207

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めることとしている。
- 3 申出の時期
令和6年6月28日（金）まで

以 上



令和6年2月22日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
熊本地方協議会
議長 小材 和博
住 所 熊本市南区八幡1丁目1番1号
電話番号 096-357-6125

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達している
ことから、法定最低賃金の改正決定を求めることとしている。
- 3 申出の時期
令和6年6月28日（金）まで

以上



令和6年 2月22日

熊本労働局長
新田 峰雄 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 自動車総連熊本地方協議会
議長 黒木 浩太
住 所 熊本県菊池郡大津町平川1500
電話番号 096-293-5115

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めることとしている。
- 3 申出の時期
令和6年6月28日（金）まで

以 上



令和6年度 特定(産業別)最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

熊本労働局(令和6年1月)

産 業 別 最 低 賃 金	令 和 5 年 度		備 考
	適用事業場数	適用労働者数	
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	162	11,672	
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業	121	9,243	
熊本県百貨店、総合スーパー	27	3,755	
総 計	310	24,670	